

6 その他

● 職員の服務の状況

すべての職員は、「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては、全力で奉仕しなければなりません。この服務の基本原則を忠実に実行するため、地方公務員法では、職員に以下のような業務を課しています。

- ・法令及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為の制限
- ・争議行為などの禁止
- ・営利企業などの従事制限

● 職員の福利厚生の状況

区 分	内 容
共済組合	○短期給付＝公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付 ○長期給付＝老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金などの年金給付 ○福祉事業＝保健、宿泊、貯金、貸付などの各事業

● 公平委員会の業務の状況

- (1) 勤務条件に係る措置の要求の状況
令和6年度における該当はありませんでした。
- (2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況
令和6年度における該当はありませんでした。

● 職員の休業の状況

◆ 育児休業および部分休業の取得状況（令和6年度）

育児休業	部分休業
41人	38人

● 職員の人事評価の状況

全職員を対象に、毎年度10月に中間評価、2月に暫定評価、3月に最終評価を行い、昇給額・勤勉手当・昇任に活用しています。

● 職員の退職管理の状況

部長級の職員が退職した場合は「ふじみ野市職員の退職管理に関する規則」により、営利企業等に再就職する場合には市への届け出を義務付けています。

令和6年度、届け出はありませんでした。